

市長への手紙・FAX・電子メール

あなたの「声」をお聴かせください

・住所、氏名、年齢、電話番号を忘れずにご記入ください。記入がない場合は、「参考意見」として取り扱います。
 ・市政とは関係のない内容や個人・団体を誹謗中傷するような内容の投稿は一切お断りいたします。
 ・ご意見の内容により、各担当課へ照会し、市長が各担当課の対応を承認したうえで回答いたします。そのため、1～2カ月程度の期間を要しますのでご了承ください。
 ・国の行政に対する要望・相談・苦情などについては、総務省行政評価事務所の「行政相談」で受け付けています。
 (行政苦情 110 番 ☎0570-090110)

回答を希望しますか?
 (どちらかにチェックをお願いします)
 希望する
 検討してもらえれば

住所 _____

氏名 _____ 年齢 _____ 電話番号 _____

私の提言(具体的に書きたい)



「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民の皆さんが日々感じている市政に対する提言・要望・意見など「生の声」を幅広くお聴きし、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた提言などは担当課で協議したうえで市長に報告され、その後市長から書面で回答します。住所・氏名を忘れずに記入してください。担当課でも所管の事務事業に對

する提言などを受け付けています。

「市長への手紙」

「広報なりた」4月15日号の折り込み封筒や、市役所・支所、公民館など市の公共施設や郵便局などに設置しているがき(受取人払い)をご利用ください。

任意なものでもかまいませんが、この場合は「市長への手紙」と明記をお願いします。

「市長へのFAX」

市内からであればフリーダイヤルのため料金は掛かりません。FAX番号は次のとおりです。
 ☎0120・860・279 (フリーダイヤル)

「市長への電子メール」

市ホームページ(<http://www.city.naritachiba.jp>)の「市長への電子メール」に接続すると、インターネットを通じて送信することができます。

皆さんから寄せられたご意見の内容によっては、市の回答と併せて市ホームページ「市長へのメールQ&A」に無記名で掲載させていただきます場合もあります。

市ホームページは市役所1階行政資料室、保健福祉館、市立図書館、各公民館、三里塚コミュニティセンターでもご覧になれます。

※くわしくは市民支援課市民相談室 ☎20-1507へ。

第93回環境美化運動

「ゴミゼロ」を目指して市内全域で

5月27日(日)を中心に環境美化運動(ゴミゼロ運動)が県下で一斉に実施されます。

『ポイ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく』を合言葉に、区や自治会、事業所などの協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに投げ捨てられたビン・カンなどの収集や散乱ごみの収集、草刈りなどが行われます。

成田駅前周辺では、商工会議所やポイースカウトなど諸団体による清掃や美化啓発品の配布など環境美化に関する啓発運動も行われます。

快適で住みよい環境づくりにご



みんなで街をきれいにしよう

協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課 ☎20-1530へ。



今月の納税

軽自動車税

○納期…5月16日(水)～31日(木)

※くわしくは税務課 ☎20-1513へ。納期内の納付にご協力をお願いします。

**医療費が
高額になったら**

外来や入院などで、同じ月内の自己負担額が限度額を超えた場合、老人保健から払い戻しを受けることができます(保険の適用を受けない診療や差額ベッド代などは対象外です)。限度額については左表のとおり区分されています。計算方法は、同じ月内のすべての自己負担分を合算し、入院または外来の限度額を超えた分が支給されます。

老人医療受給者および70歳以上の人

負担区分	外来(個人)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得者	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合、超えた分の1%(過去12カ月以内に4回以上高額支給があった場合、4回目以降の限度額は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

- 低所得者Ⅱとは、世帯員全員が市民税非課税
- 低所得者Ⅰとは、世帯員全員が市民税非課税で、全員の所得が一定基準以下

は、受診月の2・3カ月後に「該当通知書」を送付しています。通知が届いた人は早めに保険年金課で手続きをしてください。また、市民税非課税に該当する人は、限度額が減額されますので、負担額減額認定の申請をしてください。

差額ベッド料金を助成します

老人保健の対象者が15日以上継続して差額ベッドを利用した場合、料金の助成をしています(ただし、本人の所得制限があります)

●助成限度額 1日1,000円を上限として年度内30日まで

●申請期限 差額ベッド料金を支払った日の翌日から2年

不法投棄の防止

**皆さんの管理と監視が
大切です**

道路や個人の土地に無断で捨てられる家電製品や家庭ごみ、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。市では約150人の不法投棄監視員や職員などによりパトロールを行い、不法投棄の防止に努めています。また、不法投棄の多い場所には監視カメラを設置し、監視体制の強化を図っています。不法投棄を防止するには、何より地域の皆さんの監視と土地所有者の皆さんの管理が大切です。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

下水道を大切に

**野菜くずや残飯を
流さないで**

下水道は、自然や人々の生活環境を向上させるための公共の財産

**薬品などは購入した販売店や
専門の業者で処理を**

4月18日に、金物・陶磁器類やビン・カンなどを処理するリサイクルプラザで、分別作業中に刺激臭が発生するという事故がありました。原因は、ごみとして出された薬品が入っていた容器が破損したためと考えられます。

この影響で作業員など数名が一時的に目やのどの痛みなどの症状を訴え、これによりリサイクルプラザの運転も一時停止し、ごみ処理業務に支障をきたしました。

薬品や薬品の入っている容器は市では処理できません。集積所には出さず、購入した販売店や専門の業者に処理を依頼してください。また、ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)や消火器も市では処理できませんので、薬品と同様、購入した販売店や専門の業者に処理を依頼してください。

皆さんのご協力をお願いします。
※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

商業統計調査

**知事から任命された
調査員が伺います**

全国の卸売・小売業を営む事業所を対象に、6月1日現在で商業統計調査を実施します。

5月下旬に調査員が調査票の記入のお願いに各事業所を訪問しますので、ご協力をお願いします。

提出された調査票は統計法により厳密に秘密が守られ、統計作成の目的以外には一切使用されません。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

※くわしくは企画課(☎20-1501)へ。

正しい救急車の利用

救急出動が急増中です

市消防本部の救急出動には救急車7台が対応し、出動件数は昨年の5、984件を上回るペースで増加しています。

このまま増え続けると、本当に救急車を必要とする人のところへ遠くの消防署から救急車が出動することになり、救える命が救えなくなってしまう。症状や、事故の状況から急いで病院へ連れて行ったほうが良いと思ったときには、迷わず119番通報をしてください。



救急車を本当に必要とする人のために

緊急性が無く自分で病院に行ける場合には、救急車以外の交通機関などを利用してください。救急車を本当に必要とする人のために、皆様のご理解とご協力をお願いします

※くわしくは消防本部警防課（☎20-1592）へ。

納税相談

平日の夜や休日にも

市税の納付について相談を受け付けるために、市役所と各支所税務課では、納税相談の夜間延長業務と休日納税相談を行います。当日は相談業務だけでなく、市税の納付窓口も開設しますので、納付書を持参してください。納付書が手元にない人でも窓口で納付できます。

●日時
○納税相談窓口の夜間延長 5月15日(火)・22日(火)・29日

(火)午後7時まで
○休日納税相談窓口 5月27日(日) 午前9時～午後4時



※くわしくは税務課（☎20-1519）または下総支所税務課（☎96-1113）、大栄支所税務課（☎73-8069）へ。

危険物安全週間

取り扱いには十分に注意を

6月の第2週(6月3日(日)～9日(土))は危険物安全週間です。今年の標語は「危険物 目指せ無事故の MVP」です。現在、石油類をはじめとする危険物は事業所などで幅広く利用され、国民生活にも深く浸透しているため、その安全確保が重要になっていきます。危険物安全週間は事業所などでの自主保安体制の確立を呼び掛け、広く国民の危険物に対する意

識の高揚と啓発を図ることを目的としたものです。

危険物の正しい取り扱い・保管方法・特性を再認識し、安全使用を心掛けましょう。

※くわしくは消防本部予防課（☎20-1591）へ。

犯罪被害者支援金を支給します

犯罪被害者支援金を支給します

犯罪被害者給付制度は通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な負傷または疾病を受けた被害者および障がいが残ることとなった被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき国が一定の給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。市でも「犯罪被害者等支援条例」に基づき同様の支援金を支給しています。

※犯罪被害者給付制度について、くわしくは県警察本部犯罪被害者対策室（☎043-227-9131）、犯罪被害者等支援条例については市交通防犯課（☎20-1527）へ。

計量器の定期検査

検査を実施します

計量法に基づく計量器(はかり)の定期検査を左表のとおり行います。下総・大栄地区の商店や工場、病院、幼稚園、保育園などで、計量器を使って取引や証明を行っている場合は必ずこの検査を受けてください(今年度の検査は成田地区の事業所などは対象外です)。

期日	時間	会場
5月29日(火)	午前10時30分～午後3時	大栄支所
5月30日(水)	午前10時30分～午後3時	下総支所

※正午～午後1時は検査を実施しません。

これまで検査を受けていない下総・大栄地区の事業所などで、この検査に該当する場合は商工観光課へ連絡してください。

※くわしくは同課（☎20-1540）へ。